

2010年5月7日

一般社団法人日本人間工学会 第1回定時社員総会のお知らせ

一般社団法人日本人間工学会 正会員各位

日本人間工学会第51回大会が、2010年6月19～20日に北海道大学を会場に開催されます。正会員の皆様にはご案内文書を郵送しておりますように、大会会期の2010年6月19日(土)に、法人化後初めてとなる第1回定時社員総会を開催致します。社員総会の開催については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法)及び一般法人法に則して作成した本学会定款により、権限、招集、提案権、議決権、決議、議事録、等の事項が規定されています。今後は、一般法人法と定款に基づき、任意団体時の総会とは異なる社員総会を開催することになります。代議員が法律上の社員となり社員総会を構成することや、任意団体時の会長及び副会長が設立時社員であること等から、第1回定時社員総会は以下の要領で開催することをお知らせ致します。

(1)代議員と役員の任期について

任意団体時の第17期役員が就任した法人設立時役員は、2010年6月19日に開催される定時社員総会を期に、新たに選出される第2期代議員及び役員に交代することになります。従来は4月1日から始まる年度で委嘱していた代議員及び役員任期は、一般法人法第66条及び学会定款第5条と第16条に則り、法人化後は当該年度の定時社員総会が区切りとなります。このように第2期代議員及び役員の任期は、第1回定時社員総会終結の時(2010年6月)から第3回定時社員総会終結の時(2012年6月予定)までとなります。

(2)第1回定時社員総会における社員及び正会員の招集について

第1回定時社員総会時の社員は、設立時社員である第1期の理事長及び副理事長の2名です。同総会で第2期代議員となる180名が、総会終結時から第3回定時社員総会終結時までの社員となります。従って第1回定時社員総会に限り、法的には2名の社員で総会を開催し、理事長及び副理事長が議決権を行使する社員として役割を果たすこととなります。同時に、正会員各位に対し「第1回定時社員総会開催のお知らせ」文書を2010年5月7日に送付しておりますので、是非ともご出席下さいますようお願い申し上げます。

一般社団法人日本人間工学会 理事長 斉藤進
副理事長 青木和夫